

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人埼玉県立大学会計規則(平成22年規則第30号。以下「会計規則」という。)第30条第2項の規定に基づき、公立大学法人埼玉県立大学(以下「法人」という。)における資金管理計画の作成並びに資金の調達及び運用に関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 資金管理業務とは、資金の調達と運用に関する全ての業務をいう。

(資金の管理)

第3条 会計規則第6条第1項に規定する会計責任者は、資金計画を基に、資金が不足する場合には、資金調達を行い、資金の余剰が認められる場合には安全かつ効率的な運用に努めなければならない。

(資金計画)

第4条 会計責任者は年度計画予算に基づき、資金計画(別記様式)を四半期毎に作成し、理事長の承認を得なければならない。

2 資金計画を見直す必要が生じた際には、前項に準じた手続を行うものとする。

(資金管理実績の報告)

第5条 会計責任者は、資金計画に基づく資金管理の実績を毎事業年度終了後、理事長に報告しなければならない。

第2章 資金調達

(短期借入)

第6条 会計責任者は、運営資金が一時的に不足するおそれがある場合には、原則として、中期計画に定めた借入限度額の範囲内において、短期借入を行うことができる。

2 短期借入金は、原則として、当該事業年度内に返済をしなければならない。

3 会計責任者は、短期借入を行う場合には、借入先、借入額、借入利率、償還方法及び返済期限並びに利息の支払方法及び支払期限を明示した書面を理事長に提出し、承認を得なければならない。

(短期借入金の借換え等)

第7条 理事長は、短期借入を行う際、以下の各号のいずれかに該当する場合は、あらかじめ経営審議会の審議の後、理事会の議を経なければならない。

(1) 地方独立行政法人法(平成15年法律第118号。以下「法」という。)第41条第1項ただし書の規定に基づき、中期計画に定めた限度額を超えて短期借入を行おうとするとき。

(2) 法第41条第2項ただし書の規定に基づき、借換えを行おうとするとき。

(3) 短期借入に伴い、条例に定める重要な財産を担保に供しようとするとき。

第3章 資金運用

(資金運用の対象)

第8条 業務上の余裕金は、法第43条に規定する場合に限り運用することができる。

(長期運用)

第9条 会計責任者は、期間が1年を超える資金の運用を行おうとするときは、理事長の承認を得るものとする。

(短期運用)

第10条 期間が1年以内の資金の運用(以下「短期運用」という。)は、会計責任者が行うものとする。

2 会計責任者は、前項の規定により資金の短期運用を行ったときは、速やかに運用商品、運用金額、運用期間その他運用に関する事項を、理事長に報告しなければならない。

(有価証券)

第11条 資金計画に基づく有価証券の取得及び処分については、理事長の承認を得なければならない。

第4章 その他

(その他)

第12条 この規程に定めるもののほか、資金管理に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

